

「電力安全課メールマガジン」をお読みいただきありがとうございます。

本メールマガでは、電気保安に関する情報等を不定期で発信していきます。

皆様の業務のお役に立てていただければ幸いです。

現在、電力安全課では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、原則として、対面での受付・相談を行わないこととしております。

申請・届出を行う場合は、電子申請システム「保安ネット」又は郵送により提出されますよう、御協力をお願いいたします。

【目次】

1. トピックス
2. 新着情報
3. お知らせ

-
1. トピックス
-

■夏季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について【新規】

近年の豪雨や台風等では、太陽電池パネル等の崩落や飛散、雷撃を受けた風車のブレードが折損して発電所構外へ飛散したり、風車が焼失したりする事故が発生しました。また、需要設備においては、非常用予備発電装置を

設置しているにもかかわらず、点検が実施されていなかったために、不具合を発見できず、被災時に動作しなかった事例が発生しています。

同様の事故の再発を防止するためには、夏季の自然災害による被害を受ける時期までに、太陽電池発電設備や風車ブレード等の入念な点検を実施するとともに、非常用予備発電装置の動作確認を含めた定期的な点検を保安規程に基づき適切に実施するなど、自然災害の備えに万全を期すことが重要となることから、電気管理技術者及び電気保安法人に対して要請をしております。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/06/20220607-1.html

■自然災害による再エネ発電設備の事故防止及び安全確保について【新規】

再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度の施行以降、太陽電池発電設備や風力発電設備が急激に増加し、近年の豪雨や台風等においては、太陽光パネル等の崩落や飛散、雷撃を受けた風車のブレードの折損・発電所構外への飛散、風車の焼失などといった事故が発生しております。

同様の事故の再発を防止するためには、夏季の自然災害が発生する前に、太陽電池発電設備及び風力発電設備の入念な点検を実施するなど、台風や豪雨等への備えに万全を期すようお願いいたします。

また、太陽電池パネルは自然災害により浸水・破損をした場合であっても光が当たれば発電するため、破損箇所等に触れて感電するおそれがあります。

このような場合には、周囲にロープを張るなど、関係者以外が不用意に立ち入らないような対策を行ってください。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/06/20220607-2.html

■夏季の電力需要期における電気設備の保安管理の徹底について【新規】

発電事業者各位におかれましては、日頃より電気設備の安全性と安定供給の確保に努めていただいているところですが、夏季の電力需要期並びに梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、老朽火力及び再生可能エネルギー等発電設備を中心に巡視・点検を強化し、電気設備の事故の防止に万全を期すとともに、万が一の事故発生時にも早期復旧が可能となるよう事前対策の徹底をお願いします。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/06/20220607-1.html

■「電気設備に関する技術基準を定める省令」等の一部改正について【新規】

「電気設備に関する技術基準を定める省令」「電気設備の技術基準の解釈」「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）」「電気事業法施行規則第50条第3項第9号の解釈適用に当たっての考え方（内規）」の制定及び一部改正を行いましたのでお知らせします。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/06/20220610.html

■発電用風力設備の技術基準の解釈等の改正について【新規】

「発電用風力設備の技術基準の解釈」について、令和4年6月24日付けで一部を改正しましたのでお知らせします。

なお、施行日は令和4年12月26日となります。

また、「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」も同日付けで改正（令和4年12月26日施行）しましたので、併せてお知らせします。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/06/20220624.html

■主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部改正について【新規】

「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」、「主任技術者制度に関するQ & A」の一部改正を行いましたのでお知らせします。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/06/20220622-1.html

■水力発電設備における保安管理業務のスマート化技術導入ガイドラインの改定について【新規】

今後、ICT、IoTを活用した遠隔保守の導入を検討している

水力発電事業者において一つの手引きとして活用してもらうことを目的に策定した本ガイドラインが改定されましたので、お知らせします。

なお、改定日は令和4年4月1日となります。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/04/20220428-1.html

■ニチコン株式会社の蓄電システムの単独運転に関する注意喚起について【新規】

ニチコン株式会社が製造する蓄電システム（ESS-T1 シリーズ、ESS-T3 シリーズ、ESS-H2 シリーズ、ESS-H1 シリーズ(廃版)）において、電気事業者等の配電線工事実施時に、当該配電線が停電せず、充電状態が継続（単独運転）してしまう可能性があります。これにより、配電線の保守管理を行う技術者の感電や、家電機器の故障が発生するおそれがあります。

現在、ニチコン株式会社において、順次改修作業が行われておりますところ、同製品を設置されている方におかれましては、事業者から連絡がございましたら、速やかに改修作業に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

2. 新着情報

■電気事故<事業用（自家用）電気工作物>

◇速報<4～6月受理分>（主な発生事故。今後変更となる可能性があります）

【感電等死傷事故】

令和4年4月中に「1」件、5月中に「2」件発生しました。

- ・工事のため、引込用鋼管柱に約2.2mの高さまで昇柱したところ、鋼管柱が地際部から折れ、被災者が引込用鋼管柱とともに墜落し負傷した。《故意・過失（作業者の過失）》
- ・需要設備の年次点検当日、一般送配電会社の柱に設置されている区分開閉器を社員が開放した後、電気管理技術者は作業に着手する計画であった。しかし、電気管理技術者は予定より早く現場に到着したため、停電時間を短縮できると思い、一般送配電会社の社員が区分開閉器を開放する前に作業に着手した。
当該事業場には引込キュービクルと第二キュービクルがあり、第二キュービクルの高圧交流負荷開閉器のみ開放し作業に着手したが、電気管理技術者は引込キュービクルも停電しているものと誤認、作業に着手したため、充電部に接触し感電負傷した。《故意・過失（作業者の過失）》
- ・発電所の電気設備点検のため停電作業に向け隔離作業の後、電気設備点検を実施していたところ充電している母線に接触し、感電負傷した。《原因：調査中》

【波及事故（事故報告対象のみ）】

令和4年4月中に「1」件、5月中に「1」件、6月中に「2」件発生しました。

《保守不備（保守不完全）》

- ・ S O G 制御線がたるみにより高圧引込ケーブルの絶縁体劣化部と接触し、
S O G の制御電源が喪失したため、雨での地絡発生時に保護が働かず、事故が構外に波及した。

《故意・過失（作業者の過失）》

- ・ 需要設備において、年次点検時に高圧ケーブルの絶縁耐力試験を実施したが、その際に取り付けた三相短絡器具の取り外しを失念し、受電を行ったところ、一般送配電会社の変電所遮断器がトリップした。

《他物接触（鳥獣接触）》

- ・ 需要設備のキュービクル内の高圧ケーブル引き出し口に隙間があり、この隙間から蛇が侵入し油入遮断器上部に接触、地絡事故に至ったものと推測される。なお、変電所の再閉路および当該事業場の S O 動作は機能したが、一般送配電会社の配電線路に設置されている区分開閉器（DM）が自動投入できず、一部区間に停電が継続してしまった。

《原因調査中》

- ・ 需要設備内の冷凍機室にて火災が発生した。冷凍機室の天井に高圧ケーブル配管があり、GR 用の制御線も併走しており、高圧ケーブルが焼損し地絡する前に併走する GR 制御線が焼損、断線したことで、高圧地絡を検出できず波及事故になったと推測される。

【破損事故】

令和4年4月中に「2」件、5月中に「7」件、6月中に「6」件発生しています。

- ・ 火力発電所において、ボイラ運転中に節炭器管が破損、漏水し、「炉内圧力異常高」により非常停止。
- ・ ほかに14件は太陽電池発電所の逆変換装置に係る破損事故です。

【供給支障事故】

令和4年5月中に「1」件発生しています。

- ・ クレーン船が工事現場へ向けブームを起こした状態で工事現場へ向けて航行中、一般送配電会社送電線の海峡横断部を通過の際に送電線（1 L）とブームが接触し三相短絡した。別の送電線（2 L）で送電を試みたが、送電した際にクレーン船が接触していたため短絡にて不成功となった。

※当部管内で発生した事故は、四半期毎にとりまとめて一覧形式で公表しています。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/jiko/jirei/jirei.htm>

3. お知らせ

■【開催通知】産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会（第27回）

<https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/46386>

■審議会・研究会

◇2022年度第2回 環境審査顧問会 風力部会

https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/2022_002.html

◇2022年度第1回 環境審査顧問会 地熱部会

https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/chinetsu/2022_001.html

■【ご案内】令和4年度電気主任技術者研修会

（主催：（公社）日本電気技術者協会中国支部 後援：経済産業省 中国四国産業保安監督部）

（公社）日本電気技術者協会中国支部では、電気使用安全月間に同調し、電気工作物の事故防止、電力使用の合理化等を目指す観点から「電気主任技術者技術研修会」を開催いたします。

開催日時、申込方法等、詳細はこちらをご覧ください。[（公社）日本電気技術者協会中国支部]

<https://www.jea-chugoku.jp/gizyutu/shunin/index.html>

